

株 主 各 位

東京都多摩市関戸二丁目24番地27
ムラキ株式会社
代表取締役社長 永 井 清 美

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。また、書面により議決権を事前行使するにあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都多摩市関戸2-24-27 三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階
ムラキ株式会社 本社 会議室
(ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.muraki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、景気が急速に悪化するなど厳しい状況が続きました。緊急事態宣言の解除をきっかけに国内消費は緩やかな回復基調となったものの、変異株による感染の再拡大が見られるなど、事態収束の兆しは見え、予断を許さない状況となっております。また、海外においても、同感染症の世界的な感染拡大に収束の心配がなく、ワクチン接種は進められているものの、長期的な景気の落ち込みが予想され、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主力販売商品であるカーケア関連商品の販売先であるサービスステーション（略称：SS）業界においては、燃料価格の適正化により一定の利益は確保されたものの、カーケアサービスについては、コロナの影響による自粛等によって引き続き厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止策に努めながら、営業活動を継続してまいりました。カーケア関連商品の売上につきましては、コロナ禍でありながらも顧客から高い支持を受ける付加価値洗車は成長を続け需要は今期も拡大いたしました。その成長する付加価値洗車の相乗効果によって一般洗車の需要も拡大傾向にあり今後は大きな再成長が見込まれます。このような現状から洗車関連商品の需要は好調に推移いたしました。また、他の主力商品及び一般商品についてもSSのコロナ対策強化によって市場環境は常態化しつつあり回復の兆しが表れてまいりました。

今年度目指した営業活動は自粛してまいりましたが、従来の当社ビジネスの基軸である基本営業を持続し、市場変化に対応できる身軽さを持った営業活動に切り替えることによって、コロナ禍においても合理的な営業活動が可能となり全体的に業績は向上いたしました。代表的な例としては、顧客へのサービス情報を非接触という観点から注目された最新サービス情報を画像と音声で発信できるデジタルサイネージや燃料価格の表示看板が予想を遥かに越える受注を獲得することができました。さらに、環境への意識の高まりからSS待合室用の喫煙ブースの受注も拡大いたしました。これらの商材は過去より継続してまいりました当社メインプロジェクトである「快適新空間の創造」の提案商品の一部であり、顧客の認知度が高かったため受注までの時間が短縮され合理的な営業活動を実現し、コロナ禍で減少した機能商品の売上高をカバーするという理想的な収益構造となりました。このような状況は、上記商品の今期受注残及び新規受注予測並びにカーケア収益向上を目指すSSの旺盛な設備投資によりしばらく継続することと思われ、今後も引き続き「基本営業」を基軸とした営業活動を徹底し、EV・新燃料へと変わり行く自動車業界、石油業界の市場変化に素早く対応できる営業体制を構築してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高 7,315百万円（前期比 2.7%増）、営業利益 90百万円（前期比 21.7%増）、経常利益 110百万円（前期比 20.0%増）、法人税等 42百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は 67百万円（前期比 83.3%増）となりました。

(2) 企業集団及び会社の状況

当社グループは、当社及び子会社3社により構成されております。

当社グループの事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

「カーケア関連商品販売」事業については、大手石油元売系列のSS主体にカーケア関連商品の販売と販売促進支援を行っております。

「その他」の事業については、下記の事業内容の区分と同一であります。

① 企業集団の主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業の種類別称	事業の内容	会社名
カーケア関連商品販売	自動車補修部品、自動車ケミカル、サービスステーション備品、販売促進物ギフト、自動車内小物等の販売	当社、株式会社ミツワ商会
その他	自動車ボディメンテナンス関連資材・機材の販売等、看板・チラシ等の販促物の企画・制作	株式会社テックコーポレーション
	グループ会社の社員教育・金融事業	ムラキ協力事業協同組合

② 企業集団の事業別売上高

事業の種類別売上高	第62期 (2020年3月期)	第63期 (2021年3月期)	前期比
カーケア関連商品販売	(千円) 7,112,604	(千円) 7,309,663	(千円) 197,058
その他	107,645	172,421	64,775
調整額	△99,328	△166,498	△67,170
合計	7,120,921	7,315,585	194,664

(注) 上記の金額は、事業間の内部取引を含んでおり、調整額により内部取引を消去しております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資については、特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

株式会社商工組合中央金庫より50百万円、株式会社三井住友銀行より50百万円、株式会社みずほ銀行より50百万円、及び三井住友信託銀行株式会社より50百万円の長期借入等を行いました。

(5) 対処すべき課題

当社グループはSS業界だけでなく、自動車業界の動向に対しても柔軟に対応できる体制を構築することが今後の課題であります。これに対処すべく、当社グループは、ESG課題を意識しながら、石油元売会社、仕入先、SSとの連携を強化させることで次世代カーライフの創造を行ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は当期末においては軽微なものとなりましたが収束時期は未だ不透明であります。このような環境変化により生じる経営環境の変化、ユーザーのライフスタイルの変化への迅速な対応力が重要だと認識しております。

これからも社会的責任を果たすべく全てのステークホルダーから信頼される企業を目指し、更なるコーポレートガバナンスの充実とコンプライアンス体制強化の徹底を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	単位	第60期 (2018年3月期)	第61期 (2019年3月期)	第62期 (2020年3月期)	第63期 (2021年3月期)
売上高	千円	7,763,700	7,373,007	7,120,921	7,315,585
経常利益	千円	45,459	96,619	91,671	110,027
親会社株主に帰属する当期純利益	千円	24,842	52,672	36,859	67,577
1株当たり当期純利益	円	17.50	37.10	25.96	47.60
総資産	千円	4,448,000	4,255,598	3,987,205	3,999,185
純資産	千円	2,153,384	2,178,582	2,193,999	2,268,923
1株当たり純資産額	円	1,516.75	1,534.54	1,545.40	1,598.17

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

第60期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

項目	単位	第60期 (2018年3月期)	第61期 (2019年3月期)	第62期 (2020年3月期)	第63期 (2021年3月期)
売上高	千円	6,992,681	6,854,120	6,664,056	6,888,590
経常利益	千円	68,745	99,968	92,670	130,934
当期純利益	千円	24,228	13,314	40,347	90,512
1株当たり当期純利益	円	17.06	9.38	28.42	63.75
総資産	千円	4,204,695	4,023,457	3,781,764	3,843,335
純資産	千円	2,114,860	2,100,701	2,119,605	2,217,465
1株当たり純資産額	円	1,489.61	1,479.68	1,493.00	1,561.93

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

第60期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社テックコーポレーション	千円 70,000	% 100	自動車ボディメンテナンス関連資材の 販売、販促物の企画
株式会社ミツワ商会	10,000	100	カーケア関連商品販売
ムラキ協力事業協同組合	5,000	100 (50)	グループ会社の社員教育・金融事業

(注) 議決権等の所有割合の()内は、直接所有割合で内数であります。

(8) 主要な支店及び営業所 (2021年3月31日現在)

〈当社〉

①本社 東京都多摩市関戸二丁目24番地27

②支店・営業所・出張所・駐在所・物流センター

店	舗	名	所	在	地	店	舗	名	所	在	地																								
北	海	道	支	店	札幌市白石区	中	部	支	店	名	古	屋	市	緑	区																				
東	北	支	店	東	北					支	店	仙	台	市	若	林	区																		
				青	森					出	張	所	青	森	市																				
				八	戸					出	張	所	八	戸	市																				
				盛	岡					営	業	所	盛	岡	市																				
				仙	台					営	業	所	仙	台	市	若	林	区																	
				山	形					出	張	所	山	形	市																				
郡	山	営	業	所	郡	山	市																												
北	関	東	支	店	宇	都	宮	市	西	日	本	支	店	大	阪	府	大	東	市																
					水	戸	営	業						所	水	戸	市																		
					土	浦	出	張						所	土	浦	市																		
					宇	都	宮	営						業	所	宇	都	宮	市																
					高	崎	営	業						所	高	崎	市																		
					新	潟	営	業						所	新	潟	市																		
					西	日	本	支						店	大	阪	府	大	東	市															
大	阪	府	大	東	市																														
姫	路	駐	在	所	姫	路	市																												
広	島	営	業	所	広	島	市	安	佐	南	区																								
岡	山	駐	在	所	岡	山	市																												
山	口	駐	在	所	山	口	市																												
高	松	営	業	所	高	松	市																												
松	山	出	張	所	松	山	市																												
首	都	圏	支	店	川	口	市	九	州	支	店	九	州	支	店	福	岡	市	博	多	区														
					川	越	営					業	所	川	越	市																			
					川	口	営					業	所	川	口	市																			
					千	葉	出					張	所	佐	倉	市																			
					市	原	営					業	所	市	原	市																			
					松	戸	出					張	所	松	戸	市																			
					東	京	営					業	所	小	金	井	市																		
九	州	支	店	福	岡	市	博	多	区																										
福	岡	市	博	多	区																														
佐	賀	駐	在	所	鹿	島	市																												
長	崎	駐	在	所	諫	早	市																												
熊	本	駐	在	所	福	岡	県	久	留	米	市																								
大	分	駐	在	所	大	分	市																												
鹿	児	島	営	業	所	鹿	児	島	市																										
南	関	東	支	店	横	浜	市	瀬	谷	区	物	流	セ	ン	タ	ー	関	東	物	流	セ	ン	タ	ー	埼	玉	県	児	玉	郡					
					横	浜	営	業	所	横																					浜	市	瀬	谷	区
					小	田	原	出	張	所																					小	田	原	市	
					沼	津	出	張	所	静																					岡	県	駿	東	郡
					静	岡	営	業	所	静																					岡	市			
					浜	松	営	業	所	浜																					松	市			
					甲	府	営	業	所	甲																					府	市			

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	142名	△2名	44.46歳	14.98年
女 性	10	1	49.49	17.59
合 計 ・ 平 均	152	△1	44.80	15.09

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均37名おります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	135名	△1名	44.50歳	15.08年
女 性	9	1	49.10	17.09
合 計 ・ 平 均	144	0	44.80	15.10

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均34名おります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	123,120千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	95,829
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	95,829

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループといたしましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、業績に応じた継続的な利益配分を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の普通株式についての配当金は、2020年7月28日に公表いたしましたとおり、期末配当を1株当たり5円とし、1株当たり年間10円の配当とさせて頂く予定です。

なお、本件は2021年6月25日開催の定時株主総会における議案として付議する予定です。

内部留保金につきましては今後の事業活動における設備投資等の資金需要に備えるためであり、将来的には収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

株主の皆様には、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

- (12) 事業譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (13) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,470,000株
(自己株式50,301株を含む)
- (3) 株主数 659名（前期末比73名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
芙蓉土地建物株式会社	250,000	17.61
有限会社ドリーム・ワークス	180,000	12.68
村 木 ミ チ	112,300	7.91
サイブリッジ合同会社	100,900	7.11
ムラキ社員持株会	85,348	6.01
オートメックス株式会社	75,000	5.28
S M B C 日興証券株式会社	72,000	5.07
ムラキ取引先持株会	67,900	4.78
エイケン工業株式会社	46,000	3.24
ムラキ役員持株会	34,151	2.41

(注) 1. 当社は、自己株式50,301株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率については自己株式を除いて算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 会社役員の状態

取締役及び監査役の状態

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	永 井 清 美	
常務取締役	関 富 直 彦	
取 締 役	柳 田 任 俊	商品事業部長
取 締 役	芝 川 洋	Koyo Hong Kong Limited Director
常勤監査役	大 矢 敏 之	
監 査 役	川 口 幸 信	税理士法人川口税務会計事務所代表社員 株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長
監 査 役	湊 信 明	湊総合法律事務所代表 東京弁護士会 常議員 日本弁護士連合会 代議員 中国総合信用株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち芝川洋氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役芝川洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
3. 監査役のうち川口幸信氏及び湊信明氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役川口幸信氏及び湊信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 社外監査役川口幸信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役湊信明氏は、弁護士として法令について高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができるものであります。
7. 社外取締役の芝川洋氏、並びに監査役の大矢敏之氏、社外監査役の川口幸信氏及び湊信明氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(2) 役員の補償契約に関する状況

該当事項はありません。

(3) 役員の役員等賠償責任保険契約に関する状況

該当事項はありません。

(4) 役員の報酬等に関する状況

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績、成果等を勘案した報酬案を執行側で作成し、取締役会にて決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 報酬についての株主総会決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、1995年6月28日開催の第37回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額200万円以内、監査役の報酬限度額は月額500万円以内と決議されております。また、当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名で、監査役の員数は2名です。

③ 取締役及び監査役の個人別報酬の決定の委任に関する事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役社長永井清美であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員の報酬・賞与等に関する内規に基づき配分する事としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	69,880 (6,600)	69,880 (6,600)	-	-	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,000 (5,200)	13,000 (5,200)	-	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	82,880 (11,800)	82,880 (11,800)	-	-	7 (3)

(注) 上記の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,880千円が含まれております。

- ⑤ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人との関係

社外取締役芝川洋氏は、Koyo Hong Kong Limited Directorであります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役川口幸信氏は、税理士法人川口税務会計事務所代表社員及び株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役湊信明氏は、湊総合法律事務所代表、東京弁護士会常議員、日本弁護士連合会代議員及び中国総合信用株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

- ② 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取 （非 常 勤 ） 役	芝 川 洋	当期開催の取締役会13回のうち10回出席し、長年におたる企業経営の見地からの発言を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。
監 （非 常 勤 ） 役	川 口 幸 信	当期開催の取締役会13回のうち10回出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち12回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 （非 常 勤 ） 役	湊 信 明	当期開催の取締役会13回のうち10回出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち12回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

(単位：千円)

1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である「桜橋監査法人」とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められた場合、または会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した時は、株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」の議案の内容を決定いたします。

(7) 会計監査人の補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(8) 会計監査人の役員等賠償責任保険に関する事項

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の実務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役・従業員は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な規則の制定及び周知徹底を図ると共に、必要事項については取締役会の決裁を受けるものいたします。
- ② 体制の整備、諸規程の見直し、実施状況、問題点の把握を行うため、内部統制担当取締役を設置しております。併せて内部監査室の強化を図ります。
- ③ コンプライアンス遵守の観点に立ち、企業倫理行動規範を制定、総務人事部を事務局として、各職場単位で部門責任者を責任者として、定着化のための教育・定着状況をチェックすることとしております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る各種の記録として、株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書・契約書は、文書管理規程に基づき作成、保存、管理しております。
- ② 全社及び事業部門単位の業務実績については、月次、年次単位で作成し、経理部において保存管理しております。
- ③ その他の執行に係る情報、記録については、総務人事部において作成、保存、管理基準を定め、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務の執行は、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程を遵守し、所定の決裁承認を受けた上で行うこととし、監査役・内部監査室は遵守状況を定期的にチェックし改善策を指示しております。
- ② 今後想定されるリスクについては、コンプライアンス規程とは別途に、部門単位での想定されるリスクの明確化と対処法を作成し、重要事項については取締役会決議により規程の制定を図るものとしております。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織及び職務分掌規程、職務権限に基づき役割、権限の明確化を図ると共に、取締役会規程に基づき、付議事項を定めております。また、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図ると共に、月1回の取締役・執行役員での取締役会において、重要事項の決定、業務報告を行い共有化を図っております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門管掌取締役を統括責任者として任命、グループ子会社の業務執行方針、予算、業況等のチェックを行っており、重要事項については、当社代表取締役社長の決裁、取締役会付議を行うこととしております。
- ② グループ子会社の就業規則その他の規程は、子会社特有の事項を除き、親会社の規程を準用することとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に属する使用人を兼務として選任し、監査役から指示がある場合は、指示に従い選任します。
- ② 前記補助者の独立性を確保するため、当該使用人の異動等の人事に関する決定は、監査役会の事前同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役・執行役員及び使用人は職務執行に関して重大な法律・定款、内部規程違反もしくは、不正行為の発生または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知っていた時は、監査役に報告するものとします。
また、内部監査の実施状況についてもその結果を監査役に報告するものとします。
- ② 監査役は、必要と認めた時は取締役・執行役員及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができるものとします。また、代表取締役社長は、監査役会と定期的な会合を開催するものとします。
- ③ 当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払い、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないことを証明された場合を除き、速やかに処理するものとします。
- ④ 使用人等からの監査役に対する報告をした者（内部通報者含む）に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止しております。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、部門長以上で構成され重要な業務執行について報告・協議を行う部門長会議も12回開催し業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び部門長会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

④ コンプライアンスについて

当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンスの意識向上と不正行為の防止を図るため、社内規程を遵守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、継続的な周知活動の実施を行っております。また、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価並びに懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むと共に、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

(1) 基本方針の内容

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また、今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため以下の施策を実施しております。

① 経営理念及び経営の基本方針について

当社の経営理念は「人が好き、車が好き」を合言葉に「ヒューマンカーライフの創造を通じ社会に貢献する」ことを念じています。

イ SSでの自動車メンテナンス関連商品事業の拡大と拡充の実践活動を進めます。

ロ 新規事業の創出と推進を進めます。

ハ 人財の開発と育成に取り組んでまいります。

② 企業価値の源泉について

当社は全国のSSを通じ、企業として担う公共的使命を果たしながら企業活動を行います。

また、ステークホルダーとの信頼関係を保持し続けることが企業価値の源泉と考えます。

③ コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底すると共に、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は監査役会制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、取締役会その他の重要な会議にも出席するほか、経営トップとも意見交換を行い、公正な経営監視体制をとっております。2004年6月より執行役員制度を導入しております。また、2006年6月には経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,885,229	流動負債	1,204,244
現金及び預金	1,530,974	支払手形及び買掛金	791,761
受取手形及び売掛金	971,630	1年内返済予定の長期借入金	246,838
商品及び製品	322,135	未払法人税等	43,622
その他	60,591	賞与引当金	33,454
貸倒引当金	△102	その他	88,568
固定資産	1,113,955	固定負債	526,016
有形固定資産	537,156	長期借入金	188,626
建物及び構築物	51,575	役員退職慰労引当金	52,440
機械装置及び運搬具	107	退職給付に係る負債	259,695
土地	480,711	繰延税金負債	21,495
その他	4,762	その他	3,760
無形固定資産	64,468	負債合計	1,730,261
投資その他の資産	512,330	(純資産の部)	
投資有価証券	186,818	株主資本	2,248,453
差入保証金	294,710	資本金	1,910,700
繰延税金資産	17,610	資本剰余金	88,604
その他	15,855	利益剰余金	296,881
貸倒引当金	△2,663	自己株式	△47,732
資産合計	3,999,185	その他の包括利益累計額	20,469
		その他有価証券評価差額金	20,469
		純資産合計	2,268,923
		負債・純資産合計	3,999,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,315,585
売上原価	5,612,848
売上総利益	1,702,737
販売費及び一般管理費	1,611,944
営業利益	90,792
営業外収益	
受取利息	1,544
受取配当金	3,260
有価証券売却益	654
仕入割引	12,596
受取手数料	3,230
その他	867
営業外費用	
支払利息	2,174
有形売却損	464
その他	280
経常利益	110,027
税金等調整前当期純利益	110,027
法人税、住民税及び事業税	58,563
法人税等調整額	△16,113
当期純利益	67,577
親会社株主に帰属する当期純利益	67,577

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,910,700	88,604	243,501	△47,732	2,195,073
当期変動額					
剰余金の配当			△14,196		△14,196
親会社株主に帰属する当期純利益			67,577		67,577
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	53,380	-	53,380
当期末残高	1,910,700	88,604	296,881	△47,732	2,248,453

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	△1,074	△1,074	2,193,999
当期変動額			
剰余金の配当			△14,196
親会社株主に帰属する当期純利益			67,577
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,544	21,544	21,544
当期変動額合計	21,544	21,544	74,924
当期末残高	20,469	20,469	2,268,923

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社テックコーポレーション 株式会社ミツワ商会 ムラキ協力事業協同組合

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法……ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法……ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

ハ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ハ 役員退職慰労引当金………連結計算書類提出会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生した年度の費用として処理しております。数理計算上の差異については、その発生した年度の費用として処理しております。
- ⑤ のれん償却方法及び償却期間
のれんの償却については20年間の均等償却を行っております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理………税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん（無形固定資産）	62,430千円
-------------	----------

5. 追加情報

（会計上の見積り）

会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、国内においてもワクチン接種が始まったとはいえ、新型コロナウイルスの感染は変異株等の拡大によって終息の時期が見通せない状況が続いており、消費活動の本格的な回復は2022年4月以降になると予想されます。SS業界におきましても、集客イベントの再開やカーケアサービス等が2021年10月以降には徐々に回復するとの想定を前提に、見通せる影響を会計上の見積りとして検討しておりますが、現時点において重要な影響を及ぼすものではないと判断しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	22,000千円
建物及び構築物	44,771千円
土地	400,095千円
投資有価証券	47,872千円
計	514,738千円

担保に係る債務の金額

支払手形及び買掛金	171,983千円
1年内返済予定の長期借入金	124,641千円
長期借入金	94,308千円
計	390,932千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

874,792千円

(3) 受取手形割引高

46,989千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末の株式数 (千株)
普通株式	1,470	-	-	1,470

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末の株式数 (千株)
普通株式	50	-	-	50

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,098	5.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年10月29日 取締役会	普通株式	7,098	5.00	2020年9月30日	2020年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,098	利益剰余金	5.00	2021年3月31日	2021年6月28日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達です。

また、営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,530,974	1,530,974	-
(2) 受取手形及び売掛金	971,630	971,630	-
(3) 投資有価証券	110,425	110,425	-
資産計	2,613,030	2,613,030	-
(1) 支払手形及び買掛金	791,761	791,761	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	246,838	246,838	-
(3) 長期借入金	188,626	188,121	△504
負債計	1,227,225	1,226,721	△504

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価格により算定をしております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	76,392

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,530,974	-	-	-
受取手形及び売掛金	971,630	-	-	-
合計	2,502,604	-	-	-

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額

1,598円17銭

- (2) 1株当たり当期純利益

47円60銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ムラキ株式会社
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 健 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムラキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,758,696	流 動 負 債	1,131,029
現 金 及 び 預 金	1,472,323	支 払 手 形	225,764
受 取 手 形	164,634	買 掛 金	511,830
売 掛 金	763,381	1年内返済予定の長期借入金	237,283
商 品 及 び 製 品	298,311	未 払 金	36,841
貯 蔵 品	795	未 払 費 用	11,872
前 渡 金	1,841	未 払 法 人 税 等	42,547
前 払 費 用	16,639	前 受 金	6,274
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	2,568	預 り 金	4,692
未 収 入 金	34,026	賞 与 引 当 金	32,300
そ の 他 金	4,268	そ の 他	21,623
貸 倒 引 当 金	△96	固 定 負 債	494,839
固 定 資 産	1,084,638	長 期 借 入 金	188,626
有 形 固 定 資 産	450,544	退 職 給 付 引 当 金	250,013
建 物	45,608	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52,440
構 築 物	23	そ の 他	3,760
機 械 及 び 装 置	107	負 債 合 計	1,625,869
工 具、器 具 及 び 備 品	4,709	(純 資 産 の 部)	
土 地	400,095	株 主 資 本	2,196,995
無 形 固 定 資 産	2,038	資 本 金	1,910,700
ソ フ ト ウ ェ ア	2,038	資 本 剰 余 金	88,604
投 資 そ の 他 の 資 産	632,056	資 本 準 備 金	88,604
投 資 有 価 証 券	125,225	利 益 剰 余 金	245,422
関 係 会 社 株 式	60,569	利 益 準 備 金	20,838
出 資 金	1,164	繰 越 利 益 剰 余 金	224,584
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	189,720	自 己 株 式	△47,732
長 期 前 払 費 用	5,713	評 価 ・ 換 算 差 額 等	20,469
差 入 保 証 金	290,184	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,469
繰 延 税 金 資 産	17,610	純 資 産 合 計	2,217,465
そ の 他 金	6,967	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,843,335
貸 倒 引 当 金	△65,100		
資 産 合 計	3,843,335		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,888,590
売上原価	5,310,179
売上総利益	1,578,411
販売費及び一般管理費	1,497,450
営業利益	80,960
受取利息	3,284
受取配当金	2,990
有価証券売却益	654
仕入割引	12,445
貸倒引当金戻入額	29,006
受取手数料	3,195
その他	848
営業外費用	52,424
支払利息	2,023
有形売却損	348
その他	79
経常利益	2,451
税引前当期純利益	130,934
法人税、住民税及び事業税	56,534
法人税等調整額	△16,113
当期純利益	40,421
	90,512

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月 1 日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,910,700	88,604	88,604	19,418	149,688	169,107
当期変動額						
利益準備金の積立				1,419	△1,419	—
剰余金の配当					△14,196	△14,196
当期純利益					90,512	90,512
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	1,419	74,895	76,315
当期末残高	1,910,700	88,604	88,604	20,838	224,584	245,422

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△47,732	2,120,679	△1,074	△1,074	2,119,605
当期変動額					
利益準備金の積立		—			—
剰余金の配当		△14,196			△14,196
当期純利益		90,512			90,512
自己株式の取得		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	21,544	21,544	21,544
当期変動額合計	—	76,315	21,544	21,544	97,859
当期末残高	△47,732	2,196,995	20,469	20,469	2,217,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………当社は主として移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法……………ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法……………ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、発生した事業年度の費用として処理しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	60,569千円
--------	----------

5. 追加情報

(会計上の見積り)

会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、国内においてもワクチン接種が始まったとはいえ、新型コロナウイルスの感染は変異株等の拡大によって終息時期が見通せない状況が続いており、消費活動の本格的な回復は2022年4月以降になるものと予想されます。SS業界におきましても、集客イベントの再開やカーケアサービス等が2021年10月以降には徐々に回復するとの想定を前提に、見通せる影響を会計上の見積りとして検討しておりますが、現時点において重要な影響を及ぼすものではないと判断しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	22,000千円
建物	44,771千円
構築物	0千円
土地	400,095千円
投資有価証券	47,872千円
計	514,738千円

担保に対応する債務の金額

買掛金	171,983千円
1年内返済予定の長期借入金	124,641千円
長期借入金	94,308千円
計	390,932千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 792,374千円

(3) 受取手形割引高 31,984千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,222千円
長期金銭債権	189,720千円
短期金銭債務	28,946千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	9,158千円
仕入高	163,791千円
営業取引以外の取引高	1,749千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数 普通株式 50,301株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	76,554千円
役員退職慰労引当金	16,057千円
貸倒引当金	19,963千円
未払事業税	2,572千円
税務上の繰越欠損金	48,474千円
減損損失	178,480千円
その他	79,286千円

繰延税金資産小計 421,388千円

評価性引当額 △394,744千円

繰延税金資産合計 26,644千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △9,034千円

繰延税金負債合計 △9,034千円

繰延税金資産（負債）の純額 17,610千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,561円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円75銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ムラキ株式会社

取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 健 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムラキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び桜橋監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

ムラキ株式会社 監査役会
常勤監査役 大 矢 敏 之 ㊟
社外監査役 川 口 幸 信 ㊟
社外監査役 湊 信 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えております。

当社の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額7,098,495円

(注) 当社は、2020年9月30日を基準として1株当たり5円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、中間配当金5円と期末配当金5円を合わせた1株当たり10円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	【再任】 永井清美 (1962年7月14日生)	1984年4月 当社入社 2004年11月 当社新事業推進部長 2006年10月 当社直売部長 2007年3月 当社執行役員販売部長 2007年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役営業本部長 2014年6月 当社代表取締役社長（現任）	株 12,029
	【選任理由】	永井清美氏を取締役候補者とした理由は、経営全般にわたる高度な見識を活かし、代表取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	【再任】 せき ともみ なお ひこ 関 富 直 彦 (1966年9月30日生)	1993年9月 当社入社 2004年11月 当社西日本支店長 2007年4月 当社販売部副部長 2008年6月 当社執行役員販売第1部長 2009年6月 当社取締役管理本部長 2014年6月 当社常務取締役商品部長 2017年6月 当社常務取締役 (現任)	株 6,011
	【選任理由】 関富直彦氏を取締役候補者とした理由は、経営全般にわたる豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、当社グループの緊密な連携を推進する適切な人材と判断し取締役候補者いたしました。		
3	【再任】 やなぎ た ただ とし 柳 田 任 俊 (1968年9月19日生)	1990年1月 当社入社 2006年10月 当社北関東支店長 2008年4月 当社南関東支店長 2010年7月 当社販売部副部長 2012年4月 当社商品部部长 2013年4月 当社執行役員商品部長 2014年4月 当社執行役員販売部長 2017年6月 当社取締役商品事業部長 (現任)	株 3,601
	【選任理由】 柳田任俊氏を取締役候補者とした理由は、これまでの国内営業における豊富な経験と実績を活かし、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しており、当社グループの事業成長の加速化を図るため、同氏の豊富な経験と知見の活用が必要であると判断し取締役候補者いたしました。		
4	【再任】 しば かわ ひろし 芝 川 洋 (1956年12月14日生) 「社外取締役」「独立役員」	1999年4月 甲陽株式会社代表取締役就任 2001年11月 芙蓉土地建物株式会社代表取締役就任 2015年6月 甲陽株式会社代表取締役退任 芙蓉土地建物株式会社代表取締役退任 2015年8月 Koyo Hong Kong Limited Director (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任)	株 -
	【選任理由及び期待される役割の概要】 芝川洋氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として培われた豊富な知識・経験を有しており、経営陣から独立した客観的視点で経営への助言がいただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。また、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 芝川洋氏は、当社の筆頭株主であります芙蓉土地建物株式会社の代表取締役芝川則子氏は配偶者であります。
3. 芝川洋氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は芝川洋氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、芝川洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 芝川洋氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、ムラキ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役大矢敏之及び湊信明の各氏は本総会の終結時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	【再任】 <small>おおや</small> <small>としゆき</small> 大 矢 敏 之 (1957年7月3日生) 「常勤監査役」	1982年4月 当社入社 2009年7月 当社総務人事部長 2010年7月 当社執行役員総務人事部長 2017年4月 当社執行役員社長室 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	株 4,656
	【選任理由】 大矢敏之氏を監査役候補者とした理由は、これまでの管理部門で培った豊富な知見を有しており、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。		
2	【再任】 <small>みなと</small> <small>のぶあき</small> 湊 信 明 (1963年5月31日生) 「社外監査役」「独立役員」	1998年4月 東京弁護士会 弁護士登録 中嶋正起総合法律事務所 入所 2003年10月 湊総合法律事務所 開設(現任) 2015年4月 東京弁護士会 副会長 2016年4月 東京弁護士会 常議員(現任) 日本弁護士連合会 代議員(現任) 2017年3月 当社仮監査役 2017年6月 当社社外監査役(現任)	株 1,429
	【選任理由】 湊信明氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で当社の経営に関与したことはありません。また、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 湊信明氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 湊信明氏は、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 4. 当社は、湊信明氏を有価証券上場規定第436条の2に定める独立役員として、株式会社東京証券取引所へ届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 当社は、大矢敏之氏及び湊信明氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合は両氏と責任限定契約を継続する予定です。

以上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.muraki.co.jp/>

また、議決権の行使は、議決権行使書の郵送による方法もございますので、ご活用ください。

株主総会会場ご案内図

会 場 多摩市関戸2-24-27
三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階
ムラキ株式会社 本社 会議室
☎042-357-5600



交通のご案内

最寄駅

●京王線

『聖蹟桜ヶ丘駅』東口より徒歩3分